別添

独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）は「年末年始における情報セキュリティに関する注意喚起」として、年末年始の長期休暇期間における情報セキュリティ対策を発表しています。

重要インフラ事業者各位においても、年末年始における対策を実施して頂きたく、IPAの注意喚起について対策を抜粋して情報提供いたします。

年末年始における情報セキュリティに関する注意喚起 - IPA セキュリティセンター

https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20201217.html

長期休暇の時期は、「システム管理者が長期間不在になる」等、いつもとは違う状況になりやすく、ウイルス感染や不正アクセス等の被害が発生した場合に対処が遅れてしまうなど、場合によっては関係者に対して被害が及ぶ可能性があります。このような事態とならないよう、以下の対策を実施してください。

～ 長期休暇前の対策 ～

○　緊急連絡体制の確認

不測の事態が発生した場合に備えて、委託先企業を含めた緊急連絡体制や対応手順等が明確になっているか確認してください。

・連絡体制の確認（連絡フローが現在の組織体制に沿っているか、休暇中のシステム業者の対応の確認等）

・連絡先の確認（各担当者の電話番号が変わっていないか、等）

○　院内ネットワークへの機器接続ルールの確認と遵守

ウイルス感染したパソコンや外部媒体等を院内ネットワークに接続することで、ウイルスをネットワーク内に拡散してしまうおそれがあります。長期休暇中にメンテナンス作業などで院内ネットワークへ機器を接続する予定がある場合は、院内の機器接続ルールを事前に確認し遵守してください。

～ 長期休暇明けの対策 ～

○　不審なメールに注意

実在の企業などを騙った不審なメールに関する相談が多く寄せられています。こういったメールの添付ファイルを開いたり、本文中のURLにアクセスしたりすることで、ウイルスに感染したり、フィッシングサイトに誘導されたりしてしまう可能性があります。長期休暇明けはメールが溜まっていることが想定されますので、誤って不審なメールの添付ファイルを開いたり、本文中のURLにアクセスしたりしないように注意してください。不審なメールを受信していた場合は各医療機関のシステム管理者・システム業者に報告し、指示に従ってください。

～ サイバー攻撃を受けた疑いがある場合 ～

○　保守会社等へ直ちに連絡

　　　保守会社等へ直ちに連絡し、指示に従って必要な対策を講じてください。

○　厚生労働省へ連絡

　　　サイバー攻撃においては、攻撃者は不正アクセスを行った組織から別の組織へ、又は同種の攻撃を別の組織に行い、感染を拡大させていきます。こうした被害の拡大を防ぐための情報共有はサイバーセキュリティ対策では重要です。

　　　こうした情報共有の医療としての取組を厚生労働省・医療セプターにて構築しております。

　　　サイバー攻撃を受けた疑いがある場合には、下記の厚生労働省の連絡先に御連絡ください。

　　　なお、いたずら防止のため、184発信、公衆電話発信は受信不可としますので、医療機関の電話で御連絡願います。

　　　【連絡先】厚生労働省医政局研究開発振興課　サイバーセキュリティ受付　０８０－２０７３－０７６８

（参考）医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について

過去の通知ファイルを添付します。以下のURLでも公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/johoka/index.html#h2\_free7

（参考）テレワークを行う際のセキュリティ上の注意事項

https://www.ipa.go.jp/security/announce/telework.html

（参考）Web会議サービスを使用する際のセキュリティ上の注意事項

https://www.ipa.go.jp/security/announce/webmeeting.html